

新共済保発第 226 号

令和 7 年 7 月 4 日

市町村共済事務主管課長 様

新潟県市町村職員共済組合事務局長

(公印省略)

令和 7 年度被扶養者資格調査について (通知)

日頃は、当共済組合の業務に格別の御理解を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新潟県市町村職員共済組合被扶養者認定事務取扱規程第 12 条の規定に基づく被扶養者資格の調査について、令和 7 年度においては下記のとおり実施するので通知します。

つきましては、御多忙のところ恐縮ですが、御協力をお願いします。

記

1 調査対象者

令和 7 年 3 月 31 日以前に扶養認定を受けた被扶養者（組合員が令和 7 年 4 月 1 日付
けで内部転入又は適用区分変更となったことにより引き続き扶養認定を受けた者を含
む。）のうち、次の①又は②のいずれかに該当する者

① 昭和 26 年 4 月 2 日から昭和 35 年 4 月 1 日までの間に生まれた者

② 昭和 40 年 4 月 2 日から平成 14 年 4 月 1 日までの間に生まれた者。ただし、一般
組合員等（※）における配偶者を除く。

（※）地方公務員等共済組合法における長期給付の規定の適用を受ける組合員をいう。

2 調査基準日

令和 7 年 8 月 1 日

3 調査の方法

別添「令和 7 年度被扶養者資格調査に関する留意事項」に基づき、同封の「令和 7 年度
被扶養者資格調査書」（以下「調査書」という。）に必要書類を添付し当共済組合へ提出を
していただくことにより行います。

4 調査書の提出期限

令和 7 年 9 月 5 日（当共済組合必着）

5 その他連絡事項

(1) 調査対象者に関する補足

今回の資格調査については、令和 7 年度の公的年金額の増額改定が行われたことを考慮し、対象範囲を拡大しています。

(2) 調査基準日時点で組合員資格を喪失している者に関する事項

退職等により調査基準日（令和 7 年 8 月 1 日）時点で組合員資格を喪失している場合は、調査書の申立欄にその旨朱書きで記載の上、当共済組合へ提出してください。

この場合、所属所受付印及び組合員による署名は不要です。

(3) 調査対象者における住所変更に関する事項

今回の調査対象者のうち、組合員との別居により当共済組合へ住所変更の届出がされていない者については、調査書の所定の欄に別居先住所を記入し提出することにより「被扶養者氏名・住所変更届出書」の提出があったものとみなします。

(4) 求職活動中の者を引き続き認定する際の必要書類

求職活動中であるため引き続き認定を受けようとする場合において、添付書類としてハローワークカードの写しを提出する際は、調査基準日前後の期間における求職活動の状況を確認するため、以下の書類についても提出を要することとしています。

必要書類：

令和 6 年 8 月 1 日から令和 7 年 8 月 31 日までの間において実際に求職活動をしたことを証する書類の写し（例：企業からの求職申込受付メール）

求職活動中であることが確認できない場合は、調査基準日（令和 7 年 8 月 1 日）付で認定取消となります。

(5) 「年収の壁・支援強化パッケージ」に該当する者の取扱いについて

パート勤務等を行っている被扶養者において、一時的に収入が増加し扶養認定基準額（130 万円。60 歳以上の者においては、180 万円。）以上となった場合であっても、状況により引き続き扶養認定を受けることができる場合があります。

詳細については、「令和 7 年度 資格認定事務ガイド」第 2 章「VI 「年収の壁・支援強化パッケージ」に関する事項」を参照してください。

(6) 調査対象外となった被扶養者について

被扶養者資格調査の対象となっていない被扶養者についても、就職や収入増加等の理由により認定取消を要する場合は、速やかに所定の手続を行うよう組合員への周知をお願いします。

6 送付物

- ① 令和7年度被扶養者資格調査書
- ② 令和7年度被扶養者資格調査書 送付者一覧
- ③ 令和7年度被扶養者資格調査に関する留意事項
- ④ 令和7年度被扶養者資格調査書（記入例）

【注意】

上記送付物のうち③及び④については、調査対象者の人数分の送付は行いません。各所属所宛てに配信したPDFファイルを活用し、庁内LANへの掲示や印刷・配布などの対応をお願いします。

なお、当該PDFファイルについては、当共済組合のホームページの「お知らせ」ページにも掲載します。

担当課：保険課

TEL：025-285-5412

FAX：025-285-5400

E-mail：hoken@kyousai-niigata.jp